

より多くの路線バス事業者が精神障がい者に対する割引運賃を導入するようにしてほしい
— 当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省北海道管区行政評価局（局長：茂垣^{もがきえいいち}栄一）は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士^{そねまさゆき}曾根理之）に諮り、「法律で身体、知的、精神の3障がいを同等に扱っている観点からすると、精神障がい者のみを割引の対象としないのは公平性を欠く。」などの意見を踏まえ、本日、北海道運輸局に対してあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

平成24年7月31日に一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款が改正され、運賃の割引対象者に精神障がい者が加えられた。

しかし、北海道内の路線バス事業者については、精神障がい者に運賃の割引を適用する事業者は少なく、特に大手事業者が本割引制度を適用していないのが現状である。

より多くの路線バス事業者が、精神障がい者を対象とする運賃の割引を適用するようにしてほしい。

【当局の調査結果】

1 障害者基本法における精神障がい者の位置付け

障害者基本法（昭和45年法律第84号）では、精神障がい者は、身体障がい者や知的障がい者と同じ位置付け

（注）障害者基本法 第2条第1項（障害者の定義）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

2 精神障がい者に対するバス運賃料金に関する行政機関の対応

(1) 国土交通省では、平成24年7月31日に一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（以下「標準運送約款」という。）を改正し、従来の身体障がい者・知的障がい者割引に関する規定と同様に、精神障がい者割引に関する規定を明記

（注）運送約款とは、バス事業者と乗客との間で定める契約のことで、事業者は運送約款を定めて国土交通大臣の認可を受けなければならない。標準運送約款は、国土交通省が作成・公示するもので、標準運送約款と同一内容の運送約款であれば、その旨の届出をすれば認可を受ける必要はない。

(2) 北海道運輸局では、上記(1)を受けて一般社団法人北海道バス協会（以下「バス協会」という。）に対し、平成24年12月10日付け文書で精神障がい者に対する各種運賃及び料金に係る割引サービス等の適用の拡大に関して協力依頼

3 路線バス事業者における精神障がい者割引の実施状況

(1) 北海道内の状況

ア バス協会に加入し路線バスを運行している 30 事業者全てが身体障がい者及び知的障がい者に対する割引を実施

しかし、身体障がい者及び知的障がい者に加えて精神障がい者割引も実施している事業者は、15 事業者（50.0%）にとどまっており、輸送人員の上位3事業者も精神障がい者割引は未実施

イ 運賃の精神障がい者割引を実施している 15 事業者について、割引開始時期をみると、

i) 標準運送約款の改正以前から精神障がい者割引を実施していたものが 1 事業者（6.7%）、ii) 標準運送約款の改正後に割引を開始したものが 9 事業者（60.0%）、iii) 北海道運輸局が協力要請を行った以降に割引を開始したものが 5 事業者（33.3%）

ウ 路線バスを運行している 30 事業者について、ホームページでの障がい者割引に関する周知状況をみると、ホームページを開設している 27 事業者のうち、障がい者割引について周知しているのは 7 事業者（25.9%）。精神障がい者割引を実施している 15 事業者のうち、ホームページで周知しているのは 1 事業者（6.7%）のみ

(2) 全国の場合

都道府県バス協会に加入し路線バスを運行している482事業者のうち、身体障がい者及び知的障がい者に加えて精神障がい者割引も実施している事業者は295事業者（61.2%）、これに対して、北海道内の実施割合（15事業者（50.0%））は全国平均以下

（注）平成 26 年 1 月末時点における当局調査結果

【北海道運輸局に対するあっせん】

- (1) バス協会に対し、精神障がい者の運賃割引について、再度会員事業者に協力を求めるよう要請すること。
- (2) 上記(1)の協力要請を行うに際しては、事業者に障がい者割引の実施についてホームページで周知を図るよう併せて要請すること。

(参 考)

【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に申し出られた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域で重要な問題等の改善方策等について高い識見を有する公正な第三者による国民的立場からの意見を提言してもらい、当該問題の的確かつ効果的な処理を推進することを目的として、総務省本省及び全国 12 か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設けられている機関
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年 8 月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成メンバー〕

(座長) 曾根理之 (弁護士、恵庭市教育委員長)
高田敏春 (札幌商工会議所常務理事、事務局長)
中田和子 (北海道女性団体連絡協議会会長)
森 恵美子 (北海道行政相談委員連合協議会会長)
原田伸一 (北海道新聞社常務取締役)
神谷章生 (札幌学院大学教授)
宮脇 淳 (北海道大学公共政策大学院教授)

(問合せ先)

北海道管区行政評価局

首席行政相談官：小林 浩二

電 話：011-709-1803 (直通)

FAX：011-709-1842

E-mail：hkd32@soumu.go.jp